

海岸保全施設整備事業 (補修統合補助事業)

1. 事業概要

老朽化等により著しく機能が低下した施設の補修を行い、既存施設を当初に計画した能力まで回復させ、災害の発生を未然に防止することを目的とする。

2. 事業内容

堤防、護岸、離岸堤、突堤、根固工、消波工、水門、樋門、排水機場等の海岸保全施設及びその他の附帯設備の補修。

3. 採択要件

(1) 海岸管理者が管理する海岸保全施設であって、老朽化等により著しく機能が低下したものであること。

(2) 総事業費は以下のとおりであること。

都道府県が行うもの 5,000万円以上

市町村が行うもの 2,500万円以上

4. 事業実施主体

地方公共団体

5. 補助率

1 / 3

6. 平成19年度概算決定額

36,000千円(22,000)千円